

義務標準法の一部改正等について

— 小学校 35 人学級の計画的な整備 —

はじめに

Society5.0 時代の到来や子供たちの多様化が一層進展するなどの状況下において、安全・安心な教育環境の下、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが求められている。

このことを踏まえ、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第14号。以下「令和3年改正法」という。）において、子供たち一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境の整備を目的として、公立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の学級編制の標準を、約40年ぶりに一律に引き下げることにした。具体的には、令和3年度の第2学年から学年進行により、40人から35人に段階

的に引き下げる措置を講ずるものである。また本法律と併せ、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う学級編制の標準に関する経過措置に関する政令（令和3年政令第133号。以下「経過措置政令」という。）、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づく文部科学大臣の定めについての一部改正について（令和3年文部科学大臣裁定。以下「一部改正義務大臣定め」という。）がそれぞれ令和3年4月1日に施行された。

1 法改正等の経緯

今般の新型コロナウイルス感染症禍において、地方団体をはじめ学校現場から、①新型コロナウイルス感染症対策としての身体的距離の確保や、②分散登校時において一人一人に

（図1）誰一人取り残すことのないポストコロナ時代の新たな学びの実現



(図2) 新たな学びを実現するきめ細かな指導

新たな学びを実現するきめ細かな指導 (イメージ)

学習指導の充実

《個に応じた指導の充実》

- ✓ 学習履歴 (スタディ・ログ) 等の教育データを多面的に把握
- ✓ センシング技術 (発話量・視線等のデータ収集) で子供の状況を客観的・継続的に把握
- ✓ オンライン学習システム (CBTシステム) 等を通じ学習の進捗状況・指導の改善点を把握

➢ ① 個々の子供の知識・技能等に関する学習計画の作成、
② データに基づく最適な教材の提供等により、
一人一人の興味・関心や学習進度・学習到達度 (つまずきの状況) に応じた指導に生かす
状況に応じ、学年や学校段階を超えた学び・学び直しを含め補完的・発展的な学習指導を実施

《協働的な学びの充実》

- 意見・回答の即時共有を通じた効果的な協働学習、討論や発表等の学習活動・機会の増加等により、協働的な学びを充実
- ICT・遠隔技術を活用した地域社会学習や海外交流学習を充実

《緊急時の学びの保障》

- ICT・遠隔技術を活用した同時双方向型オンライン指導を実施
- ※ 画面を通して大人数の状況把握は困難

生徒指導の充実、保護者との連携強化

➢ 日常所見・健康観察情報・保健室利用情報等の学校生活上のデータ、健康診断情報等を多面的に把握し、丁寧に対応することで、個々の子供が抱える問題を早期発見・解決

※ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、学校医等と連携

➢ 教育データを活用し、子供の抱える問題について家庭とより緊密な連携を図りつつ丁寧に対応

《取組例》
大阪市・児童生徒サポート

- ・ 教員が児童生徒の状況を多面的に確認
⇒ 状況を迅速に把握し、きめ細かく指導
- ・ 学校全体で問題を早期発見、迅速に対応



きめ細かな指導ができたといった、少人数学級の必要性の声が強くなり寄せられた。あわせて、令和という新しい時代の教育の在り方として、緊急時においても子供たちの学びを保障する環境を充実させるとともに、「GIGA スクール構想」の加速化と、ICT 活用の効果を最大化する少人数によるきめ細かな指導体制の必要性が高まった。また、令和2年7月に地方三団体 (全国知事会、全国市長会、全国町村会) より「少人数編制を可能とする教員の確保」が国に緊急要望された。

このような状況を受けて、同年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020～危機の克服、そして新しい未来へ～」では、学校の臨時休業等の緊急時においても、安全・安心な教育環境を確保しつつ、全ての子供たちの学びを保障するため、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備やICTの活用など、新しい時代の学びの環境整備について、関係者間で丁寧に検討することが示された。

また、政府の教育再生実行会議では、同年7月以降「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」をテーマとして検討を進め、同会議の下に設置された初等中等教育ワーキング・グループにおいて、同年9月、ポストコロナ期を見据えた令和時代のスタンダードとしての「新しい学びの環境の姿」として、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備や関連する施設設備等の環境整備を進める方向で検討が行われることとなった。

このような状況を踏まえ、令和3年度予算の概算要求では「少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備」について事項要求としたところであるが、並行して、与党や地方団体から多数の提言・要望が示され、少人数学級実現の機運が高まった。与党においては、令和2年9月に自由民主党教育再生実行本部や公明党教育改革推進本部から義務教育段階における30人学級の実現に向けた決議が出され、両党による同年12月の令和3年度予算編成大綱においても

「経済財政運営と改革の基本方針2020～危機の克服、そして新しい未来へ～」

(令和2年7月17日閣議決定) (抄)

第3章「新たな日常」の実現

3. 「人」・イノベーションへの投資の強化 — 「新たな日常」を支える生産性向上

(1) 課題設定・解決力や創造力のある人材の育成

① 初等中等教育改革等

学校の臨時休業等の緊急時においても、安全・安心な教育環境を確保しつつ、全ての子供たちの学びを保障するため、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備やICTの活用など、新しい時代の学びの環境の整備について関係者間で丁寧に検討する。

(図3) 新しい時代の学びの環境の整備 (義務教育費国庫負担金)

新しい時代の学びの環境の整備 (義務教育費国庫負担金)

～学校における働き方改革と少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備～

令和3年度予算額 1兆5,164億円
(前年度予算額 1兆5,221億円)

令和2年度第2次補正予算額 40億円

学校における働き方改革を進めるとともに、少人数によるきめ細かな指導体制を構築するため、令和3年度においては3,141人の教職員定数を改善(振替2,000人を除く改善は+1,141人)。

GIGAスクール構想の下、一人一台端末の活用と少人数による指導体制を構築し、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現。

・教職員定数の改善 +68億円 (+3,141人) ・教職員定数の合理化減等 ▲35億円 (▲1,615人) ・教職員配置の見直し ▲43億円 (▲2,000人)
・人事院勧告による給与改定 ▲45億円 ・教職員の若返り等による給与減 ▲2億円 対前年度▲58億円

学校における働き方改革等		計 +2,397人
○教員の持ちコマ数軽減による教育の質の向上 +2,000人 (加配定数)		
◆小学校専科指導の充実		
義務教育9年間を見通した指導体制への支援		+2,000人
教員の持ちコマ数の軽減や、教科指導の専門性を持った教員によるきめ細かな指導など、小学校の専科指導に積極的に取り組む学校を支援。		
〔※〕 令和2年度予算編成過程において、指導方法工夫改善定数3.3万人について、小学校のチーム・ティーチング6,800人のうち算数での活用が見込まれる4割を除く残り4,000人については、学校の働き方改革の観点から、専科指導のための加配定数に発展的に見直すこととした。(令和2年度、3年度の2年間で段階的に2,000人ずつ実施)		
○教育課題への対応のための基礎定数化関連 +397人 (基礎定数)		
(H29.3義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減)		
◆発達障害などの障害のある児童生徒への通級指導の充実		+506人
◆外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実		+90人
◆初任者研修体制の充実		+11人
※基礎定数化に伴う定数減等		▲210人

少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備 +744人						
○少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備 (内容)						
少人数によるきめ細かな指導体制を構築するため、義務標準法を改正し、小学校について学級編制の標準を5年かけて、学年進行で35人に計画的に引き下げることとし、学級編制の標準の引下げ及び、引下げに伴う副校長・教頭や生徒指導担当教員などの教職員配置の充実のための定数改善を図る。						
(改善内容・改善数)						
改善事項	改善総数	3年度改善数				
35人学級の実現(小学校全学年)	12,449	519				
少人数学級実現に伴う教職員配置の充実	1,125	225				
・副校長・教頭の配置充実	(480)	(96)				
・生徒指導・進路指導担当教員の配置充実	(165)	(33)				
・事務職員の配置充実	(480)	(96)				
計	13,574	744				
(年次計画)						
	R3	R4	R5	R6	R7	計
改善数	744	3,290	3,283	3,171	3,086	13,574

「少人数学級を可能とする教職員定数の計画的な改善」との記載がなされた。同年12月の国と地方の協議の場においても少人数学級の実現が地方六団体(全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会)から強く要望された。さらに、多くの地方議会からも少人数学級に関する意見書、要望書が示されたところである。

このような状況下において、政府の予算編成過程における文部科学大臣と財務大臣との折衝により、少人数によるきめ細かな指導体制を計画的に整備し、安全・安心な教育環境とICT等の活用による新たな学びを実現するため、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)を改正し、小学校について、学級編制の標準を5年かけて35人に引き下げることとし、必要となる教職員定数の計画的な改善を図ることとされたものである。

さらに、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(令和3年1月26日 中央教育審議会答申)においても、義

務教育9年間を見通しつつ、「1人1台端末」の効果的な利用等による児童生徒一人一人の特性等に応じたきめ細かな指導の充実や、「新しい生活様式」を踏まえた身体的距離の確保に向けて、教室等の実態に応じて少人数編成を可能にするなど、少人数によるきめ細かな指導体制等の検討を進め、計画的な整備を図るべきであるとされた。

2 法改正等の概要

(1) 学級編制の標準の引下げ

令和3年改正法による改正前の公立義務教育諸学校の学級編制の標準については、小学校の同学年の児童で編制する学級について、第1学年のみ35人、第2学年から第6学年までは40人と定められていた。令和3年改正法は、この小学校の学級編制の標準を、約40年ぶりに一律に40人から35人に引き下げることとした。

(図4) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の概要

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の概要

1. 趣旨

Society5.0時代の到来や子供たちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校*の学級編制の標準を段階的に引き下げる。

【少人数学級とICT活用を両輪とした新時代の学び】

【個別最適な学びと協働的な学び】

※義務教育学校の前期課程を含む。

2. 概要

(1)学級編制の標準の引下げ
小学校の学級編制の標準を40人(第1学年は35人)から35人に引き下げる。

(2)少人数学級の計画的な整備(経過措置規定)
令和7年3月31日までの間における学級編制の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人とするを旨として、毎年度政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあっては、40人とする。

【学級編制の標準の引下げに係る計画】

i. 上記(2)について、下表のとおり、小学校第2学年から学年進行により段階的に学級編制の標準を引き下げる。

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

ii. 計画の実施に当たり、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設整備に一定期間を要するなど、特別の事情がある場合には、各地方公共団体がその実情に応じて対応できるよう措置する。

(3)その他(検討規定)
この法律の施行後速やかに、学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究や、教員免許制度等の在り方に関する検討を行い、それらの結果に基づいて必要な法制上の措置等を講ずるものとする。

3. 施行期日
令和3年4月1日

(2) 少人数学級の計画的な整備

仮に小学校第2学年から第6学年までの学級編制の標準の引下げを全国的に一挙に行おうとした場合、急激な学級数の増加に伴い、教室や教職員の確保が令和3年度当初に間に合わない地方公共団体が相当数存在することが想定されるため、地方公共団体が見通しをもって少人数学級の整備に取り組むことができるようにする必要がある。

また、小学校低学年は学習習慣の確立や集団生活における規律等の学校教育の基盤となる資質・能力を養うべき重要な時期であり、小学校高学年と比較して、より丁寧かつきめ細かな指導が求められることが考えられる。

これらのことから、小学校第2学年から学年進行で段階的に学級編制の標準を35人に引き下げることにしている。具体的には、令和3年改正法附則において、令和7年3月31日までの間における学級編制の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人とするを旨として、毎年度、政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあっては、40人とするものとしており、令和3年度の措置として以

下のとおり規定したところである。

①政令で定める学年

経過措置政令において、令和4年3月31日までの間における令和3年改正法による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下「新標準法」という。)第3条第2項の政令で定める学年は、第3学年から第6学年までとしている。

②文部科学大臣が定める特別の事情

一部改正義務大臣定め附則において、新標準法第3条第2項の文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校で学級編制の標準が40人となるのは、令和3年4月1日現在に在学する児童の数を基礎として算定した当該学校の学級の数、当該学校が同日現在において保有する普通教室の数を超え、かつ、当該超過分に充てるための適切な施設を確保することが困難である小学校の第2学年としている。

(3) 検討規定

今回の学級編制の標準の引下げの検討に当たっては、少人数学級の効果や質の高い教員の確保について議論がなさ

れたことから、学級編制の標準の引下げと併せて、更なる教育環境の充実を図るための方策について検討を行うこととした。令和3年改正法附則第3条においては、学校の教育水準の維持向上のためには、学級規模及び教職員の配置の適正化を図ることに加え、多様な知識又は経験を有する質の高い教員が教育を行うとともに、教員以外の教育活動を支援する人材（外部人材）を活用することが重要であることに鑑み、令和3年改正法の施行後速やかに、学級編制の標準の引下げが学力の育成その他の学校教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究を行うとともに、教員免許制度その他教員の資質の保持及び向上に関する制度の在り方について検討を行い、それらの結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずることとしている。

3 法改正等の留意事項等

今回の法改正に伴い、留意すべき点及び関連事項について、施行通知（令和3年3月31日付け2文科初第2116号文部科学事務次官通知）において以下のとおり示している。

【留意事項】

(1) 教職員の人材確保・適正配置等

① 令和3年改正法により公立の小学校の学級編制の標準が計画的に引き下げられ、応分の教職員が基礎定数として措置されることに伴い、教職員の安定的・計画的な採用・配置が行いやすくなることを踏まえ、正規教員の採用・人事配置をより一層計画的に行うとともに、教員として多様な人材の活用等を図ることにより質の高い指導体制を確保すること。

ア 教員の計画的な採用・人事配置

中長期的視野から退職者数や児童生徒数の推移等を把握・分析した上で、教員の年齢構成にも配慮しつつ、より一層計画的な正規教員の採用・人事配置を行うよう努めること。その際、学校種別の採用区分の弾力化、学校種間や他の都道府県等との人事交流の促進などにも配慮すること。また、教育公務員特例法（昭和24年法律

第1号）第22条の5第1項に規定する協議会（注1）の活用等を通じて、中長期的な採用見込み者数の見通し等の情報提供に努めるなど、国公立の教職課程を置く大学をはじめとした教育関係機関等と連携協力を図ること。

イ 社会人等の多様な人材の教員としての活用

多様な知識又は経験を有する質の高い人材を教員として採用できるよう、引き続き特別免許状及び特別非常勤講師制度の積極的な活用を図るとともに、受験年齢制限の緩和等も検討すること。

② 都道府県又は政令指定都市において国の学級編制の標準を下回る基準を定めることなどにより、既に小学校第3学年から第6学年までにおいて35人以下学級を独自に実施している場合においては、今回の改正によりその財源が順次国費で措置されることを踏まえ、一層の教職員配置の改善等に努めることが期待されること。

(2) 施設・設備の整備

① 一部改正義務大臣定め附則第2項の特別の事情は、今回の学級編制の標準の引下げに伴う経過措置として規定するものであり、その趣旨に鑑みれば、学級数の増加に伴う教室不足が見込まれる場合には、経過措置の期間中に令和7年度（計画完成年度）を見通した計画的な施設整備等を進めることが基本であること。

このため、特別の事情の適否については、学校設置者において、以下の点に留意しつつ、所要の施設の確保に努めた上でもなおやむを得ない教室不足が生ずるなどの事情により判断されるべきものであること。

なお、以下イ及びウにある適切な代替施設の確保が可能である場合を含め、小学校第2学年において35人以下学級を実施することが可能な場合には、特別の事情が適用されないものとして扱うものであること。

ア 施設の確保に当たっては、一部改正義務大臣定め附則第2項のとおり、公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目（平成18年文部科学大臣裁定）第1の38に定める特別教室の数の基準を超える数の特別教室は、普通教室として使用することが前提となるが、それに加えて、最大限、余裕教室や会議室等の普通教室への転用も前提に検討を行うこと。な

（注1） 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者が、校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うために組織することとされている協議会。

お、普通教室以外の室を普通教室に転用した場合、一部改正義務大臣定めにおける普通教室の数に含むこととなること。

イ アによっても必要教室数を確保することができず、校舎の増築等を行う場合には、その整備が終わるまでの間、適切な代替施設の確保を検討すべきであり、その確保が可能であれば、年度の当初から小学校第2学年において35人以下学級を実施するよう検討されるべきこと。この場合における適切な代替施設とは、教育環境を普通教室と同程度とすることができるかという観点や、代替施設において教育が行われる期間の長さ、その他各地域や学校の事情を総合的に勘案して学校設置者において判断すべきものであること。

ウ 学校と同一建物若しくは敷地内又は近隣に公民館等の施設があり、こうした施設を使用することに教育上支障がないと認められる場合においては、小学校設置基準（平成14年文部科学省令第14号）第12条（注2）の趣旨に鑑み、校舎の増築等の整備に代えて、あるいは整備が終わるまでの間の適切な代替施設としてこうした施設を利用することも考えられること。

②個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、「令和の日本型学校教育」を構築するため、少人数学級の推進と併せて、GIGAスクール構想による1人1台情報端末をはじめとした教室環境の整備が図られていることから、1人1台情報端末の常時活用に適した新JIS規格の教室用機の計画的な整備とともに、適切な身体的距離を保ちつつ多様な学習形態に柔軟に対応できる教室環境の整備を図ることが重要であること。なお、新JIS規格の教室用機を整備していくために必要な経費については、令和3年度から地方交付税措置が講じられること。

(3) その他

市区町村教育委員会が行う学級編制については、今回の学級編制の標準の引下げについても、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方

教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正等について（通知）」（平成23年4月22日付け23文科初第202号文部科学副大臣通知）第四の2（1）①と同様の運用を行うことができること（注3）。

【関連事項】

(1) 今回の学級編制の標準の引下げは、個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、ICTを活用した、子供たち一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とすることを目的とするものであることから、学習履歴（スタディ・ログ）をはじめとした様々な教育データの活用を図りつつ、個々の状況に応じたきめ細かな指導や学習評価の充実、学習の改善を一層図ること。

(2) 教職員の安定的・計画的な採用・配置に関連して、障害により特別な指導を必要とする児童又は生徒については、近年の傾向から引き続き増加が見込まれるが、特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について、関係法令、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知）等の関係通知及び障害のある子供の就学相談や学びの場の検討等の参考となる教育支援資料（平成25年10月文部科学省作成。令和3年度早期に改訂予定。）等を参考に、客観的かつ円滑に適切な判断を行うこと。

なお、当初の判断を最終・永続的なものにせず、当該児童又は生徒の教育的ニーズを踏まえて作成される個別の教育支援計画や個別の指導計画を定期的に評価・改善し、総合的な観点から必要に応じて学びの場を変更できるようにすること。また、その際には、各学校及び市区町村教育委員会において、判断の参考となる教育支援資料等を踏まえ、適切な事務処理を行うこととし、必要に応じて都道府県教育委員会等と連携すること。

(3) 今回の学級編制の標準の引下げは、学習指導・生徒指導において一人一人に寄り添ったきめ細かな指導を可能にす

(注2) 小学校設置基準（抄）

第12条 小学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

(注3) 当該通知では、小学校第1学年の学級編制標準を35人に引き下げる改正義務標準法の施行（平成23年4月）に当たり、小学校第1学年の児童数が36人～40人の学校において、その学校の児童の状態に応じた教育的配慮から学級を分割しないで、ティーム・ティーチングなど他の指導体制の充実により弾力的に対応することが例外的に許容される旨を示している。

るとともに、教員の負担を軽減し、学校における働き方改革にも資するものであると考えられるところ、これに加え、勤務時間管理や労働安全衛生管理の徹底、業務の適正化や役割分担の明確化、外部人材の活用など、学校における働き方改革に向けた総合的な取組を引き続き進めていくこと。その際、特に以下の点に意を用いられたいこと。

- ① 学習指導員やスクール・サポート・スタッフ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育を支援する外部専門家等の専門スタッフその他の外部人材について、それぞれの役割分担を明確にした上で学校教育活動への参画を一層進め、教員の負担軽減を図ること。
- ② 新型コロナウイルス感染症対応のための清掃活動等については、必要に応じて外部人材の活用や業務委託を行うことにより、教員の負担軽減を図ること。

おり、その第1回を5月17日に開催したところである。

文部科学省では、この協議の場での議論も踏まえつつ、今回の学級編制の標準の引下げを計画的に実施する中で、多面的な観点から教育活動に与える影響や、外部人材の活用の効果について実証的な研究を行うとともに、質の高い教師を確保するために、教育職員免許法の抜本的な見直しを含む検討を行っていくこととしており、これらの検証等を行った上で、その結果を踏まえ、今後の学校の望ましい指導体制の在り方について検討を進めていくこととしている。

4 今後に向けて

今回の法改正に係る国会審議においては、主に以下のよう論点が議論された。

- ・法改正（小学校35人学級実現）の背景・意義
- ・更なる少人数学級の必要性
- ・加配を含む必要な教職員定数の確保
- ・少人数学級等の効果検証
- ・質の高い教師の確保、正規教員の確保
- ・教員の処遇改善、働き方改革の推進 など

これらの議論を踏まえ、法案の採決に当たっては、令和3年3月17日に衆議院文部科学委員会において、同年3月30日に参議院文教科学委員会において、それぞれ附帯決議が付され、図5の事項について特段の配慮をすることとされている。

また、小学校35人学級が完成するまでの5年間で計画的な教職員定数の改善を着実に進めるとともに、今後の学校の指導体制の更なる充実を図っていくためにも、国と地方がその課題を共有し、連携して課題の解消に向けた改善策を検討していくことが重要であるため、国（文部科学省、総務省）と地方三団体とで構成する「今後の教職員定数の在り方等に関する国と地方の協議の場」を開催することとして

(図5) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議	
	＜令和3年3月17日衆・文部科学委員会＞
一	全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するとともに、全ての子どもたちの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導体制と安全・安心な教育環境を整備するため、政府は、少人数学級の効果検証結果等を踏まえ、中学校三十五人学級の検討を含め学校の望ましい指導体制の構築に努めること。また、高等学校の学級編制の標準の在り方についても検討すること。
二	小学校六年生までの段階的な三十五人学級編制は、必要な加配定数を削減することなく、安定的な財源によって措置すること。特に、地方公共団体がそれぞれ行っている三十五人を下回る少人数学級やチーム・ティーチング等の少人数指導、いじめ・不登校等に係る指導、専科配置などの加配定数は、教育環境の改善に必要な不可欠なものであることを踏まえ、必要な教職員定数を引き続き確保すること。
三	三十五人学級を担う教員の人材確保のため、文部科学省が進める教員免許更新制や研修の包括的な検証において、教員免許更新制の大幅な縮小や廃止を含め、教員の資質能力の確保、負担の軽減、必要な教員の確保の観点から検証・検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。
四	意欲と情熱をもって教育に取り組む優れた教員を確保するため、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法の趣旨を踏まえた処遇の充実を図るとともに、義務教育費国庫負担金及び地方交付税の財源確保を確実に行うこと。また、学校における働き方改革を推進するとともに、教育職員の勤務実態調査を行い、これを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法その他の関係法令の規定について抜本的な見直しに向けた検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずること。
五	学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響に関する実証的な研究については、学力の育成のみならず、指導方法・学習環境の改善や不登校児童生徒、発達障害児童生徒など特別なニーズを持つ子供への対応などを含め総合的に行うこと。
六	学校における働き方改革に資するため、小学校高学年の教科担任制は、教員の定数増を含め検討し、小学校教員の持ち授業時数の軽減を図ること。また、中学校教員が小学校で指導する場合には、十分な負担軽減策を講ずること。
七	質の高い教員の確保に向けて幅広く人材を活用するために、多様な知識又は経験を有する社会人が働きながら教員免許状を取得することや教員免許状保有者が学び直しを経て学校現場で働くこと等を支援するなど、教育職員免許法の抜本的な見直しを含む検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。
八	本法により計画的な教員定数の改善が図られることによって、地方公共団体においては必要な教員を採用・配置しやすくなる。国は、非正規教員が増加することのないよう、地方公共団体に対し、正規教員を計画的・安定的に採用・配置するよう促すこと。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議	
	＜令和3年3月30日衆・文教科学委員会＞
一	全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するとともに、全ての子どもたちの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導体制と安全・安心な教育環境を整備するため、政府は、少人数学級の効果検証結果等を踏まえ、中学校三十五人学級などさらなる改善を含め検討し、学校の望ましい指導体制の構築に努めること。また、高等学校の学級編制の標準の在り方についても検討すること。
二	小学校六年生までの段階的な三十五人学級編制は、必要な加配定数を削減することなく、安定的な財源によって措置すること。特に、地方公共団体がそれぞれ行っている三十五人を下回る少人数学級やチーム・ティーチング等の少人数指導、いじめ・不登校等に係る指導、専科配置などの加配定数は、教育環境の改善に必要な不可欠なものであることを踏まえ、必要な教職員定数を引き続き確保すること。
三	三十五人学級を担う教員の確保のため、文部科学省が進める教員免許更新制や研修の包括的な検証において、教員免許更新制の大幅な縮小や廃止を含め、教員の資質能力の確保、負担の軽減、必要な教員の確保の観点から検証・検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。
四	意欲と情熱をもって教育に取り組む優れた教員を確保するため、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の確保に関する特別措置法の趣旨を踏まえた処遇の充実を図るとともに、義務教育費国庫負担金及び地方交付税の財源確保を確実に行うこと。また、学校における働き方改革を推進するとともに、教育職員の勤務実態調査を行い、これを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法その他の関係法令の規定について抜本的な見直しに向けた検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずること。
五	学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響に関する実証的な研究については、学力の育成のみならず、指導方法・学習環境の改善や不登校児童生徒、発達障害児童生徒など特別なニーズを持つ子供への対応などを含め総合的に行うこと。
六	学校における働き方改革に資するため、小学校高学年の教科担任制は、教員の定数増を含め検討し、小学校教員の持ち授業時数の軽減を図ること。また、中学校教員が小学校で指導する場合には、十分な負担軽減策を講ずること。
七	質の高い教員の確保に向けて幅広く人材を活用するために、多様な知識又は経験を有する社会人が働きながら教員免許状を取得することや教員免許状保有者が学び直しを経て学校現場で働くこと等を支援するなど、教育職員免許法の抜本的な見直しを含む検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。
八	本法により計画的な教員定数の改善が図られることによって、地方公共団体においては必要な教員を採用・配置しやすくなる。国は、非正規教員が増加することのないよう、地方公共団体に対し、正規教員を計画的・安定的に採用・配置するよう促すこと。